

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称、処理する事務及び庶務を処理する部は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理する事務	庶務を処理する部
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立看護大学に関する事務	保健医療介護部
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立芸術大学に関する事務	文化観光スポーツ部

(組織等)

第3条 委員会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、それぞれ委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(資料の提出等の求め)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第1条に規定する沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）は、改正後の第2条に規定する沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により旧委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (令和5年12月28日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。